明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則（公正取引委三）　一
〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁一二四）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　三
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、東日本大震災復興宝くじ関係　九
会社その他
会社決算公告　九

規　則

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）及び第九項（第十五条第三項、第十五条の二第四項、第十五条の三第三項及び第十六条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項及び第三項、第十五条の三第二項、第十六条第二項並びに第七十六条第一項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年六月二十四日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「届出書」の下に「（以下「企業結合届出書」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（意見書及び資料の提出）

第七条の二　届出会社は、公正取引委員会が企業結合届出書を受理した日から法第四十九条第五項又は第九条の規定による通知を行う日までの間、いつでも、公正取引委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料を提出することができる。

第八条の見出し中「又は」を「及び」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該報告等要請書には、報告等を求める趣旨を記載するものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

（排除措置命令を行わない旨の通知）

第九条　公正取引委員会は、企業結合届出書に係る株式の取得、合併、分割、株式移転又は事業等の譲受けについて法第四十九条第五項の規定による通知をしないこととしたときは、届出会社に対し、様式第四十三号、様式第四十四号、様式第四十五号、様式第四十六号、様式第四十七号又は様式第四十八号による通知書を交付するものとする。

様式第四号、様式第五号、様式第八号から様式第十八号まで及び様式第三十一号から様式第三十六号までを次のように改める。

様式第４号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

法第10条第２項の規定による株式取得に関する計画届出書

平成　年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名
（代理人の住所　氏名）　印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第２条の６第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり届け出ます。